

I 土地利用関係条例に基づく届出について

I 土地利用関係条例に基づく届出について

土地は私有財産ですが周辺の土地と一体となって高い公共性を有しており、周辺環境への配慮や一定のルールのもとに行われる個々の土地の利用が地域全体の生活価値の向上につながります。

飯田市は平成20年1月1日に景観行政団体となり、地域の特性と個性に応じて地域住民の意向を踏まえ、良好な景観の育成に取り組むため、飯田市景観条例及び飯田市屋外広告物条例を制定し、飯田市景観計画を策定しました。飯田市景観計画では、良好な景観の形成のための行為に関する基準（景観育成基準）を定めています。

また、飯田市土地利用調整条例を制定し、一定以上の開発等の行為について届出を行う制度を定めました。市は、この情報を地域にお知らせし、更に地域で行われる一定規模以上の開発で周囲に与える影響の大きなものは、地域の要請やその必要により説明会を開催するなど、地域、事業者、市が事業着手前に適切な開発を行うための事前協議を行う場を用意しました。

平成20年1月1日から土地利用に関する条例が施行され、建築物の建築等、開発行為、土地の形質の変更、広告物等の設置などを行う場合、届出等が必要となりました。届出が必要となる行為や基準などについては、次ページ以降をご覧下さい。

なお、届出等に関すること、飯田市の土地利用に関する計画及び条例については、飯田市ホームページにも掲載しています。

「飯田市の総合的土地利用計画」

<http://www.city.iida.lg.jp/site/tochi/>

「土地利用に関する届出等について」

<http://www.city.iida.lg.jp/site/tochi/todokede-index.html>

届出における地域区分

景観計画区域		飯田	座光寺	松尾	下久堅	上久堅	千代	龍江	竜丘	川路	三穂	山本	伊賀良	鼎	上郷	上村	南信濃
地域区分																	
中心市街地	○														○	○	
沿道地域		○	○											○	○	○	
周辺市街地	○			○				○	○				○	○	○	○	
都市の田園	○	○	○					○	○			○	○	○	○	○	
田園地域				○	○	○						○	○				
山地・高原	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(景観育成特定地区以外の景観計画区域)	規	規	規	規	規	規	規	規	規	規	規	規	規	規	規	規	規
	I-1-1																
景観育成特定地区	基	基	基	基	基	基	基	基	基	基	基	基	基	基	基	基	基
	I-3-1																
土地利用特定地区																	
	(規)※1																

(規)は届出等が必要となる規模、(基)は行為に対する基準、下の数字は掲載しているページを指す。

*1 座光寺地区において、座光寺地区全域が土地利用特定地区である。一部届出が必要となる規模及び基準を強化。(建築物)

*2 竜丘地区において、竜丘地区全域が景観育成特定地区である。一部届出が必要となる規模及び基準を強化。(屋外広告物)

*3 川路地区において、川路地区全域が景観育成特定地区である。(川路地区屋外広告物特別規制地域)

*4 鼎地区及び伊賀良地区(北方地籍)において、羽場大瀬木線沿道両側30メートル以内の地域が景観育成特定地区である。(都市計画道路羽場大瀬木線沿道屋外広告物特別規制地域)

*5 上郷地区において、上郷地区全域が土地利用特定地区及び景観育成特定地区である。一部届出が必要となる規模及び基準を強化。(土地の形質の変更並びに建築物、工作物及び屋外広告物)

*6 上久堅地区において、上久堅地区全域が景観育成特定地区である。一部届出が必要となる規模及び基準を強化。(屋外広告物)

* 座光寺、上郷地区において、飯田市リニア中央新幹線開通を見据えた計画に基づく土地利用及び地域づくりの推進に資するための届出が必要となる行為及び規模についてはI-1-9を参照すること。

○詳しくは、飯田市地域計画課にお問い合わせください。

